

会 議 記 録				
会 議 の 名 称		議 会 運 営 委 員 会		会議場所 第3委員会室 担当職員 三宅
日 時	平成28年9月2日(金曜日)		開 議	午前 10 時 00 分
			閉 議	午前 11 時 17 分
出席委員	堤 ○ 藤本 奥野 田中 小島 木曾 石野 < 委員外議員 > 酒井議員			
執行機関 出席者				
事務局 出席者	門事務局長、山内次長、船越副課長、鈴木議事調査係長、三宅主任、池永主任			
傍聴	可	市民 1 名	報道関係者 名	議員 名

会 議 の 概 要

10:00

[堤委員長 開議]

< 堤委員長 >

前回に引き続き副委員長により進行願いたい。よろしくお願いします。

[事務局長より日程説明]

1 議会基本条例の検証及び見直しについて

(1) 検証の実施

第6章 議会の運営

・(広報広聴の充実) 第16条

< 事務局主任 >

(説明：条文趣旨、具体的方策・取組状況、現状の課題・問題点等)

共産党議員団からは、フェイスブックの運用に関する意見が提出されている。これに関連して、現在、広報広聴会議においては、議長公務等、ガイドラインの掲載事項に掲げていない内容の発信に係り、ガイドラインの見直し協議が進んでいる。本条の評価としては、広報広聴会議の体制により、条文の趣旨に沿って多様な手段を活用して、市民の関心を高めるための効果的な広報広聴活動が行えていたかどうかの視点で検証願いたい。

< 藤本副委員長 >

以上の説明を踏まえ、まず、田中委員の意見は。

< 田中委員 >

現状の課題として出した意見に関しては、現在、広報広聴会議で見直し・検討されているということで了解した。

< 藤本副委員長 >

それでは、評価、今後の方向性に関して各委員の意見は。

< 石野委員 >

評価はA、方向性は継続である。

< 木曾委員 >

評価はAであるが、今後も継続していく中で、運用ガイドラインの整理をしっかりと願いたい。

< 田中委員 >

評価はA、方向性は継続であるが、今後どのように充実するかという課題がある。

< 藤本副委員長 >

公明党議員団としても、評価はA、方向性は継続である。

よって本条の評価結果はAと決定し、今後の方向性を「継続」としたい。(了)

・(議員研修の充実) 第 1 7 条

< 事務局主任 >

(説明：条文趣旨、具体的方策・取組状況、現状の課題・問題点等)

< 藤本副委員長 >

各委員の意見は。

< 石野委員 >

A、継続である。

< 木曾委員 >

A、継続である。ただし、議員団研修の開催に当たっては、各議員に対して講師の希望等を聞いてもらいたい。

< 田中委員 >

A、継続である。

< 藤本副委員長 >

公明党議員団としても、A、継続である。

本条の評価結果はAと決定し、今後の方向性を「継続」としたい。なお、木曾委員の意見にあったように、議員からの要望もしっかりと聞いてもらい、充実化する方向とすることを確認する。(了)

・(議会事務局) 第 1 8 条第 1 項

< 事務局主任 >

(説明：条文趣旨、具体的方策・取組状況、現状の課題・問題点等)

緑風会からは、議会事務局の強化、増員をすべきとの意見が出されている。

< 藤本副委員長 >

まず木曾委員よりこの意見についての説明を。

< 木曾委員 >

議会の政策形成機能の向上と円滑かつ効率的な議会運営を行うため、議会として事務局の強化に努めるという条文趣旨から、そのように充実すべきと考えるところであり、政策提案等の実現につなげていきたい。また、議員の政策研究活動へのアドバイスも必要である。

< 藤本副委員長 >

第 2 項の規定にも関わってくる内容であるが、第 1 項の評価としてはどうか。

< 木曾委員 >

今、意見として申し上げたことは、今できていないという趣旨ではなく、今後さら

に充実すべきとの趣旨であり、評価としてはAである。

< 石野委員 >

A、継続であるが、木曾委員の意見のとおり、方向性としては充実すべきである。飯田市の事例にあるように、議会事務局の職員は、執行側の職員とは区別される。議会としての法務担当職員の配置等が必要である。

< 田中委員 >

現状で不足している点、また充実すべき点について具体的な意見はない。A、継続である。

< 藤本副委員長 >

公明党議員団としても、A、継続である。

本項の評価結果はAと決定し、今後の方向性を「継続」として、木曾委員の意見にあったように、さらに事務局機能を充実化していくことを確認する。(了)

・第18条第2項

< 事務局主任 >

(説明：条文趣旨、具体的方策・取組状況、現状の課題・問題点等)

緑風会からは、議会の立案能力を充実すべきと、事務局職員の増員と研修等について意見が出されている。

第1項に係る意見と関連しているが、本項に関しては、議員の政策形成・立案に特化して、その機能強化を図るため、議長の任免権によってその機能を事務局に措置されるよう、あえて議長の責務として規定化された経過がある。

< 藤本副委員長 >

以上の説明を踏まえて、議員から議長に申し出て充実させていく方向として、評価はA、継続でまとめていきたいがいかがか。

< 石野委員 >

それで結構である。

< 木曾委員 >

最近では協議事項が多岐に渡っているので、強化してほしいとの思いである。

< 田中委員 >

A、継続である。

< 藤本副委員長 >

それでは、本項の評価結果はAと決定し、今後の方向性を「継続」として、さらにその機能を充実強化していくことを確認する。(了)

第7章 議員の政治倫理及び待遇等

・(議員の政治倫理) 第19条

< 事務局主任 >

(説明：条文趣旨、具体的方策・取組状況、現状の課題・問題点等)

現状の課題等に関して、事前に意見の提出はない。議員の基本姿勢として、条例を遵守して行動してきたかどうかの視点で検証願いたい。なお、政治倫理条例の見直しについては、議会活性化の検討項目とされているが、これは、市の工事請負契約に係る親族の範囲等を明確にすべきことを提起理由として、長期的な検討課題とされているものである。

< 藤本副委員長 >

以上を踏まえ、各委員の意見は。

< 石野委員 >

A、継続である。

< 木曾委員 >

評価としてはAであるが、政治倫理条例の見直しはしっかりと進めていくべきと考えている。特に政治倫理に関しては、議会として勉強する機会をもつべきと考える。政治倫理条例があるのはわかっているが、中身はわからないということではいけない。制定した当時を振り返り、見識を深めることにより、適切な見直しにつながるものとする。方向性としては継続である。

< 田中委員 >

A、継続である。

< 藤本副委員長 >

公明党議員団としても、A、継続である。

本項の評価結果はAと決定し、今後の方向性を「継続」として、木曾委員の意見にあったように、政治倫理条例の理解を深め、その見直しを進めていくことを確認する。(了)

・(議員定数)第20条

< 事務局主任 >

(説明：条文趣旨、具体的方策・取組状況、現状の課題・問題点等)

現状の課題等に関して、事前に意見の提出はない。

< 藤本副委員長 >

議員定数を改正した経過も踏まえ、各委員の意見は。

< 石野委員 >

A、継続である。

< 木曾委員 >

A、継続である。

< 田中委員 >

A、継続である。

< 藤本副委員長 >

公明党議員団としても、A、継続である。

よって、評価結果はA、今後の方向性を「継続」と決定する。

・(議員報酬)第21条

< 事務局主任 >

(説明：条文趣旨、具体的方策・取組状況、現状の課題・問題点等)

現状の課題等に関して、事前に意見の提出はない。なお、議員報酬の検討については、議会活性化の長期検討項目に位置付け、今任期において継続的に見直しに取り組んでいくこととされている。

< 藤本副委員長 >

各委員の意見は。

< 石野委員 >

前回の検討では現行維持と結論されたが、現行額で10年経過する。今後十分に検討していくべきである。

< 木曾委員 >

議員報酬に関しては、やはり報酬審議会に諮り審議いただくことが大切である。現状の評価としてはA、継続である。

< 田中委員 >

A、継続である。

< 藤本副委員長 >

公明党議員団としても、A、継続である。

よって、評価結果はA、今後の方向性を「継続」と決定する。

< 堤委員長 >

議員報酬の検討に関しては、過去、市長において報酬審議会に諮問し、その答申を尊重してきた経過を踏まえ、慎重に取り扱うべきである。

・(政務活動費) 第 2 2 条第 1 項

< 事務局主任 >

(説明：条文趣旨、具体的方策・取組状況、現状の課題・問題点等)

現状の課題等に関して、事前に意見の提出はないが、議会活性化の検討項目として、政務活動費の増額検討を中期検討項目として位置付けられている。

まず条文の趣旨に沿って、政策立案・提案及び市政に関する調査研究その他の活動に資したかどうかの視点で本項の検証を願いたい。

< 藤本副委員長 >

各委員の意見は。

< 石野委員 >

A、継続である。

< 木曾委員 >

A、継続である。他の項についても同様である。

< 田中委員 >

全てA、継続である。

< 藤本副委員長 >

公明党議員団としても、A、継続である。第2項の適正な執行、第3項の使途の公開についても評価意見が出たので、全て合わせて評価結果はA、今後の方向性を「継続」と決定したい。(了)

< 事務局主任 >

それでは、第2項、第3項の検証も今行われたということによいのか。(了)

第 8 章 最高規範性及び検証等

・(最高規範性) 第 2 3 条

< 事務局主任 >

(説明：条文趣旨、具体的方策・取組状況、現状の課題・問題点等)

例規上の位置付けとして強調した規定であり、現状の課題等に関して、事前に意見の提出はない。

< 藤本副委員長 >

最高規範として遵守してきたかの観点で評価を行いたい。各委員の意見は。

< 石野委員 >

A、継続である。

< 木曾委員 >

A、継続である。

< 田中委員 >

A、継続である。

< 藤本副委員長 >

公明党議員団としても、A、継続である。

本条の評価結果はAと決定し、今後の方向性を「継続」とする。(了)

・(条例の検証及び見直し) 第 2 4 条

< 事務局主任 >

(説明：条文趣旨、具体的方策・取組状況、現状の課題・問題点等)

定期的な検証の機会を運用基準で2年ごとに設定しているが、その必要性を確認してはどうかと考え、事務局として意見を出した。なお、前回の見直しでは、不断の検証・必要な見直しとするのか、それとも定期的な検証機会を制度的にもつのか検討された結果、明確にそのような機会をもつべきとの結論に至り、現規定に改正した経過がある。また、実施主体として議運でよいのか、外部評価として市民意見や第三者意見を取り入れる動向もあるので、協議願いたい。

< 藤本副委員長 >

以上の説明を踏まえ、各委員の意見は。

< 石野委員 >

現状どおり2年ごとに評価を行う方法でよいと考える。A、継続である。

< 木曾委員 >

A、継続である。2年ごとの見直しは必要である。

< 田中委員 >

A、継続である。

< 藤本副委員長 >

公明党議員団としても、A、継続である。

本条の評価結果はAと決定し、今後の方向性としては「継続」とする。(了)

それでは、各条項について一通り検証を行ったので、これより第1章、第2章について、検証を行いたい。

第1章 総則

< 事務局主任 >

第1章、第2章は、これまで評価してきた各条項の基となる議会の活動理念を定める部分であることから、これまでの評価結果を振り返り、総括的な評価を願いたい。評価になじまないものは対象外にするなど適宜判断を願いたい。

・(目的) 第1条

< 事務局主任 >

(説明：条文趣旨等)

< 藤本副委員長 >

条例目的としてどうか、各委員の意見は。

< 石野委員 >

市民福祉の向上に寄与する目的であり、A、継続である。

< 木曾委員 >

第1条は一番大切な規定であり、制定時には時間をかけて議論してきた。第3章以降の検証結果も踏まえ、A、継続である。

< 田中委員 >

A、継続である。

< 藤本副委員長 >

公明党議員団としても、A、継続である。

本条の評価結果はAと決定し、今後の方向性を「継続」とする。(了)

・(議会の役割) 第2条第1項

< 事務局主任 >

(説明：条文趣旨等)

< 藤本副委員長 >

各委員の意見は。

< 石野委員 >

A、継続である。

< 木曾委員 >

議決の責任を負うところから、議会報告会等の取り組みも進めてきた。A、継続である。

< 田中委員 >

A、継続である。

< 藤本副委員長 >

公明党議員団としても、A、継続である。

本項の評価結果はAと決定し、今後の方向性を「継続」とする。(了)

・第2条第2項

< 事務局主任 >

(説明：条文趣旨等)

< 藤本副委員長 >

各委員の意見は。

< 石野委員 >

A、継続である。

< 木曾委員 >

政策立案に関しては、検討を加えていく必要があると考えているが、評価としては概ねA、継続である。

< 田中委員 >

政策立案に関しては、それぞれの考え方があるが、引き続き取り組んでいくこととしてA、継続でよいのでは。

< 藤本副委員長 >

以上を踏まえ、本項の評価結果もAと決定し、今後の方向性を「継続」とする。(了)

第2章 議会及び議員の活動原則

・(議会の活動原則) 第3条第1号

< 事務局主任 >

(説明：条文趣旨等)

関連する具体規定としては、主に第6条第1項による会議の原則公開であり、検証の結果はA、継続とされている。

<藤本副委員長>

まず、第3条に関しては、各号に係る評価を行うこととしたい。

第1号の評価に関して各委員の意見は。

<石野委員>

A、継続である。

<木曾委員>

透明性を図る上では難しい面もあるが、現状で精一杯取り組んでいることからA、継続である。

<田中委員>

A、継続である。

<藤本副委員長>

公明党議員団としても、A、継続である。

本条の評価結果はAと決定し、第6条の取り組みも踏まえ、今後の方向性としては「継続」とする。(了)

・第3条第2号

<事務局主任>

(説明：条文趣旨等)

関連する具体規定として、まず第6条第2項による積極的な情報公開・説明責任について、Aの評価とし、現状の課題を踏まえ、その解決を図る取り組みを今後検討していくことを確認されている。また、第7条第1項により、市民への説明責任を果たす手段としての議会報告会を検証し、A、継続の方向性が示されている。

<藤本副委員長>

第6条、第7条の検証を踏まえ、各委員の意見は。

<石野委員>

A、継続である。

<木曾委員>

各委員会室へのカメラの設置や議会中継の拡充等の検討課題があり、さらにその充実を図る取り組みを進めていく必要がある。活動原則としての現状の評価はAであり、継続である。

<田中委員>

A、継続である。

<藤本副委員長>

公明党議員団としても、A、継続である。

本号の評価結果はAと決定し、木曾委員の意見も踏まえ、今後の方向性を「継続」として、取り組みの充実を図るものとする。(了)

・第3条第3号

<事務局主任>

(説明：条文趣旨等)

関連する具体規定として、まず第8条第1号の一般質問における論点明確化、第2号の反問、第9条第1項・第2項による議会審議における論点明確化、第14条第

1 項から第 3 項にかけての議員間の自由討議について、それぞれ検証され、概ね A の評価結果とされている。ただし、自由討議に関しては一部、未達成の評価結果により、今後、取組検討の方向性も示されている。

< 藤本副委員長 >

以上の条項の検証を踏まえ、各委員の意見は。

< 石野委員 >

A、継続である。

< 木曾委員 >

各条項の検証の中で、概ね達成という部分があったように、全体的には概ね A の評価であり、継続である。

< 田中委員 >

A、継続である。

< 藤本副委員長 >

公明党議員団としても、A、継続である。

本号の評価結果は A と決定し、今後の方向性としては「継続」とする。(了)

・ 第 3 条第 4 号

< 事務局主任 >

(説明：条文趣旨、現状の課題・問題点等)

市民参加に関する現状の課題として、共産党議員団からは何をもって市民参加とするのか、意見聴取を多様化・具体化すべきとの意見が事前に出されているが、関連規定として、第 6 条第 3 項の参考人制度、第 4 項の請願、第 5 項の市民参加機会の充実等、それぞれ検証された中では、A の評価結果を示されている。

< 藤本副委員長 >

以上の条項の検証を踏まえ、各委員の意見は。

< 石野委員 >

A、継続である。

< 木曾委員 >

A、継続であり、充実の方向性も付け加えたい。

< 田中委員 >

A、継続である。

< 藤本副委員長 >

公明党議員団としても、A、継続である。

本号の評価結果は A と決定し、木曾委員の意見も踏まえ、今後の方向性を「継続」として、取り組みの充実を図るものとする。(了)

・ 第 3 条第 5 号

< 事務局主任 >

(説明：条文趣旨、現状の課題・問題点等)

現状の課題に関して、事前に 3 点の意見が出されている。

まず、緑風会から、市長との論戦を通じて新しい政策を立案できるための場をつくるべきと意見が出されているが、これに関しては、第 8 条第 1 項による緊張関係の保持について検証された結果、そのような現状の課題を踏まえ、継続して取り組んでいくという方向性が示されている。

2 点目、公明党議員団から、市民グループや団体との意見交換等が不十分であると

の意見が出されている。これは「市民の意見を的確に把握し」を捉えた指摘であるが、第6条第5項による市民参加の充実について検証された結果、A・継続の方向性が示されている。

3点目、事務局の意見として、市の重要な施策について、執行機関からの速やかな情報提供を求めることを議会の活動原則としてはどうかと提案したものであるが、第9条第1項による論点明確化、資料要求に係る検証では、A・継続の方向性が示されている。

< 藤本副委員長 >

以上の課題事項、それに関連する各条項の検証を踏まえ、各委員の意見は。

< 石野委員 >

A、継続である。

< 木曾委員 >

「市長等との対論を通じて」を捉えた課題として、本会議や予算・決算審査の機会以外にも、市長等と議論できる場を設けるべきと考えている。また、議員が情報を得て議論する前に、新聞等の報道で先に情報が出てしまう状況が目にすることから、重要な政策に係る速やかな情報提供を求めることは必要と考えている。

< 藤本副委員長 >

本号の評価としては達成できているが、そのような課題があるということである。資料提供に関して事務局長の考えは。

< 事務局長 >

報道に関してはその出所が市ではない場合もあるが、そのようなことも含めて、議会への情報提供に関しては、今後とも事務局として要請していきたいと考えている。

< 藤本副委員長 >

それでは、本号についての評価は。

< 田中委員 >

A、継続である。

< 藤本副委員長 >

公明党議員団としても、A、継続である。

本号の評価結果はAと決定し、木曾委員の指摘も踏まえ、今後の方向性としては「継続」とする。(了)

・(議員の活動原則) 第4条第1号

< 事務局主任 >

(説明：条文趣旨等)

第3条の議会の活動原則を踏まえる中で、議員としての基本姿勢を定めたものであり、実際に議員の姿勢や行動としてどうであったのか、以下各号の規定に照らして検証願いたい。

< 藤本副委員長 >

第3条と同様、各号に係る評価を行いたい。

第1号について、各委員の意見は。

< 石野委員 >

A、継続である。

< 木曾委員 >

それぞれの会議において、自由に討議ができるよう配慮され、議事運営されている

ものとする。A、継続である。

< 田中委員 >

A、継続である。

< 藤本副委員長 >

公明党議員団としても、A、継続である。よって、本号の評価結果はAと決定し、今後の方向性を「継続」とする。(了)

・ 第4条第2号

< 事務局主任 >

(説明：条文趣旨等)

< 藤本副委員長 >

各委員の意見は。

< 石野委員 >

A、継続である。

< 木曾委員 >

A、継続である。

< 田中委員 >

A、継続である。

< 藤本副委員長 >

公明党議員団としても、A、継続である。よって、本号の評価結果はAと決定し、今後の方向性を「継続」とする。(了)

・ 第4条第3号

< 事務局主任 >

(説明：条文趣旨等)

< 藤本副委員長 >

各委員の意見は。

< 石野委員 >

A、継続である。

< 木曾委員 >

議員それぞれが自覚して行動されているものと認識している。A、継続である。

< 田中委員 >

A、継続である。

< 藤本副委員長 >

公明党議員団としても、A、継続である。よって、本号の評価結果はAと決定し、今後の方向性を「継続」とする。(了)

・ 第5条第1項

< 事務局主任 >

(説明：条文趣旨等)

本条の規定により、会派が議会活動上の位置付けの根拠とされている。

< 藤本副委員長 >

条文のとおり、会派が結成されていることから、本項に関してはA、継続とすることとでよいか。(了)

・第5条第2項

<事務局主任>

(説明：条文趣旨、具体的方策・取組状況、現状の課題・問題点等)

現状の課題として意見を出したが、これは、第2章・活動原則の規定として、会派を位置付ける以上、会派はどのように活動すべきなのか、その原則を条文として明確化すべきではないかと考えて提案したものである。第1項の規定を設けた趣旨の観点から協議願いたい。

会派には、議会の政策立案に資する政策研究を行う役割や円滑かつ効果的な議会運営を図るための調整等を担う役割がある。その役割を規定追加することによって、議会活動上の組織としての会派の意義が明確になるのではないかと考えている。このことも踏まえて検証、協議願いたい。

<藤本副委員長>

各委員の意見は。

<石野委員>

評価としてはA、継続である。

<木曾委員>

A、継続であるが、例えば個人質問において、会派の了解を得て質問の機会を得たというようなことを発言される議員がいるが、会派とはそのようなものではなく、強調すべきことではないと考えている。会派内でそのような意見があった。

<田中委員>

A、継続である。木曾委員の意見に関しては、それぞれの会派の中で議員が判断すればよいことと考える。

<藤本副委員長>

公明党議員団としても、A、継続である。現状において、それぞれこの理念に沿って会派は活動されていると思われることから、本項の評価結果はAと決定し、今後の方向性を「継続」とする。(了)

(2) 評価結果の確認

<藤本副委員長>

検証一巡により、全体を通じて意見は。

<奥野委員>

政治倫理条例に関しても理解を深めることが必要であり、そのような場を新人議員に対して設けていただければと考える。

<藤本副委員長>

議運では、今後、議会活性化の検討の中で、政治倫理条例の見直しを行う機会がある。ほかに意見は。特になければ、これまでの検証結果を一覧にまとめていきたい。

<木曾委員>

検証を進めてきた中では、A、継続の結果が多かったが、その中でも色々な意見が付されていた。その意見については、どのように整理するのか。

<事務局主任>

評価結果に関する意見については、主なものを拾い上げ、検証結果一覧の中に盛り込み、次回、9月13日の議運で資料配付したいと考えている。それに基づき、会派内の意見集約を願い、後半の検討に備えていただきたいと考えている。

<藤本副委員長>

そのように進めていきたい。(了)

2 その他

<事務局主任>

次回は、9月13日の議会運営に係る会議開催時に、検証結果一覧を配付する予定とし、後半の検討を行う会議日程については、9月定例会中の議運の中で協議願いたい。

<堤委員長>

今後、これまでの検証結果を整理し、それをもって会派での意見集約を願いたい。よろしくお願いします。他に意見は。

<議事調査係長>

決算審査に係る主要施策報告書のファイルを各会派に配付したので、各自で綴り込みを願いたい。(了)

<堤委員長>

それでは、以上をもって散会とする。

散会 ～ 11 : 17